

令和5年度 愛知県

# 三河港

輸出入コンテナ助成金制度

《対象：貨物利用運送事業者様》

こちらからも  
詳細をご覧ください



## 助成金制度の3つのポイント

同一コンテナ貨物について

実荷主様との  
重複申請OK

(20・40ftとも)  
1本あたり  
5,000円を  
助成

昨年度までの100TEUから

年間最大  
150本まで  
上限拡大

対象期間 (ただし、予算の限りあり)

新規荷主：令和5年3月1日～令和6年2月末日

継続荷主：令和5年1月1日～令和5年12月末日

【助成金制度の概要については裏面をご覧ください】

【お問合せ先】 三河港振興会 事務局  
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F  
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172  
E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

# 令和5年度三河港 輸出入コンテナ助成金制度概要

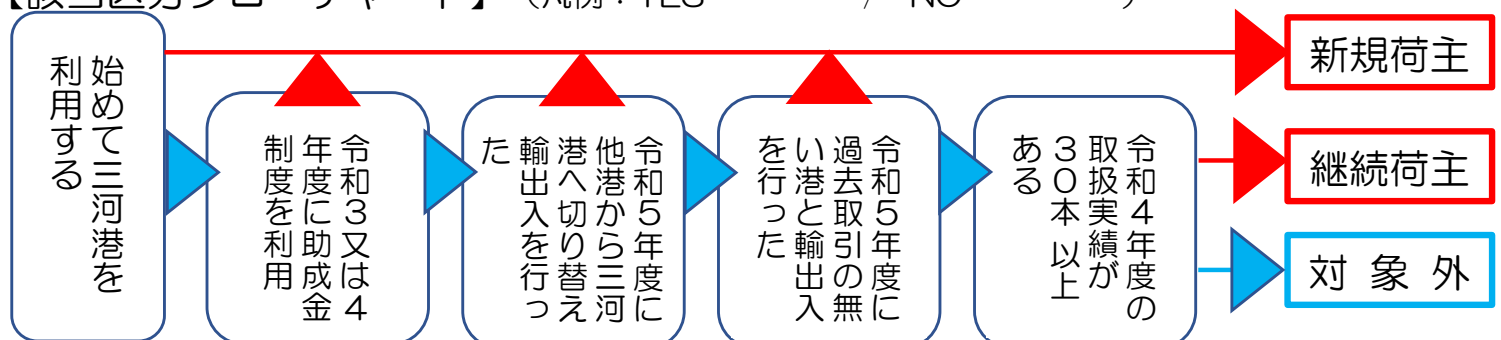
## 【用語の定義】

|            |  |
|------------|--|
| 荷主         | 船荷証券に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者                               |
| 貨物利用運送事業者  | 荷主とトラック等実際の運送を行う運送事業者との間に立って、貨物の取扱運送、利用運送及びこれらに付帯する業務を行うことを業とする事業者 |
| 県外貨物       | 輸出入貨物において愛知県外にてバンニング又はデバンニングした貨物                                   |
| 農林産物(輸出のみ) | 財務省貿易統計の輸出統計品目表において第2部第7類、第8類及び第9部第44類に分類されるもの。                    |

## 【助成制度の内容（その他については「令和5年度三河港輸出入コンテナ助成金制度実施要綱」によります）】

| 制度対象 | 荷主様   | 貨物利用運送事業者様  |
|------|---|---|
| 区分   | ①新規荷主向け<br>②継続利用荷主向け  | 取扱貨物量に応じ審査により決定   |
| 対象   | ①新たに三河港を利用される荷主に対し<br>交付開始年度を含めた3年度間（他港切り替えは新規貨物分のみ対象）<br>②三河港定期航路を利用し令和4年の輸出入取扱量が30本以上且つ、令和5年の輸出入取扱量が令和4年実績を1本以上上回った荷主に対し上回った貨物量のみ（令和5年度に限り経過措置あり） | 貨物利用運送事業者様による単独での申請も可能<br><br>実荷主様が申請した同一コンテナに対し重複申請が可能 |
| 助成額  | 10,000円/本(20・40ftとも1本とする)<br>県外貨物又は農林産物(輸出のみ)の場合<br>15,000円/本   | 5,000円/本  |
| 上限   | 150本（225万円まで）   | 150本（75万円まで）  |
| 対象期間 | ①令和5年3月1日～令和6年2月末日<br>②令和5年1月1日～12月末日<br>※ただし、予算の限りあり   | 同左  |
| 提出期限 | ①令和6年3月15日(都度申請も可)<br>②令和6年1月末日   | 同左  |
| 申請   | 指定の申請用紙に必要事項及び関係書類を添付（代表者印等の押印不要、Eメールも可）  | 同左  |
| 備考   | ①②の重複申請は出来ません   | 荷主様として交付を受けた貨物利用運送事業者様は重複して制度をご利用出来ません                  |

## 【該当区分フローチャート】（凡例：YES → / NO →）



## 【三河港に関する情報】

三河港振興会

検索

URL : <https://www.port-mikawa.jp/>